

|             |                                |            |                   |
|-------------|--------------------------------|------------|-------------------|
| 内用液剤、シロップ剤  | 1ミリリットル※2<br>(小児への適応があるものに限る。) | 9. 7 0円    | 9. 7 0円           |
| 外用液剤        | 10ミリリットル※1<br>(外皮用殺菌消毒剤に限る。)   | 9. 7 0円    | 9. 7 0円           |
| その他の医薬品     |                                |            |                   |
| 錠剤          | 1錠                             | 6. 4 0円    | <u>6. 1 0円</u>    |
| カプセル剤       | 1カプセル                          | 6. 4 0円    | <u>6. 1 0円</u>    |
| 丸剤          | 1個                             | 6. 4 0円    | <u>6. 1 0円</u>    |
| 散剤(細粒剤を含む。) | 1グラム※1                         | 6. 4 0円    | <u>6. 3 0円</u>    |
| 顆粒剤         | 1グラム※1                         | 6. 4 0円    | <u>6. 3 0円</u>    |
| 末剤          | 1グラム※1                         | 6. 4 0円    | <u>6. 3 0円</u>    |
| 注射剤         | 1管又は1瓶                         | 6 4      円 | <u>6 0      円</u> |
| 坐剤          | 1個                             | 2 1. 4 0円  | <u>2 0. 4 0円</u>  |
| 点眼剤         | 5ミリリットル1瓶                      | 8 5. 6 0円  | <u>8 4. 8 0円</u>  |
|             | 1ミリリットル                        | 1 7. 1 0円  | <u>1 7. 1 0円</u>  |
| 内用液剤、シロップ剤  | 1日薬価<br>(小児への適応があるものを除く。)      | 6. 4 0円    | 6. 4 0円           |
| 内用液剤、シロップ剤  | 1ミリリットル※2<br>(小児への適応があるものに限る。) | 6. 4 0円    | 6. 4 0円           |
| 外用液剤        | 10ミリリットル※1<br>(外皮用殺菌消毒剤に限る。)   | 6. 4 0円    | <u>6. 3 0円</u>    |

※1 規格単位が10グラムの場合は10グラムと読み替える。

※2 規格単位が10ミリリットルの場合は10ミリリットルと読み替える。

#### 【現行の薬価算定ルール】

##### 《経過措置》

- (1) 平成12年3月31日における薬価が最低薬価を下回る既収載品については、当該薬価(再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価)を最低薬価とみなして、第3章第4節2の規定を適用する。ただし、当該薬価(再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価)が、最低薬価以上のときはこの限りでない。
- (2) 点眼剤(規格が1ミリリットルのものに限る。)、内用液剤(小児への適応があるものを除く。)及びシロップ剤(小児への適応があるものを除く。)のうち、平成14年3月31日における薬価が最低薬価を下回る既収載品については、当該薬価(再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価)を最低薬価とみなして、第3章第4節2の規定を適用し、内用液剤(小児への適応があるものに限る。)及びシロップ剤(小児への適応があるものに限る。)のうち、平成16年3月31日における薬価が最低薬価を下回る既収載品については、当該薬価(再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価)を最低薬価とみなして、第3章第4節2の規定を適用し、外用液剤(外皮用殺菌消毒剤に限る。)及び漢方製剤(別表11の左欄に掲げる薬剤の区分に該当するものに限る。)のうち、平成18年3月31日における

薬価が最低薬価を下回る既収載品については、当該薬価（再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価）を最低薬価とみなして、第3章第4節2の規定を適用する。ただし、当該薬価（再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価）が、最低薬価以上のときはこの限りでない。

【改正案】

《経過措置》

- (1) 平成12年3月31日における薬価が最低薬価を下回る既収載品については、当該薬価（再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価）を最低薬価とみなして、第3章第4節2の規定を適用する。ただし、当該薬価（再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価）が、最低薬価以上のときはこの限りでない。
- (2) 点眼剤（規格が1ミリリットルのものに限る。）、内用液剤（小児への適応があるものを除く。）及びシロップ剤（小児への適応があるものを除く。）のうち、平成14年3月31日における薬価が最低薬価を下回る既収載品については、当該薬価（再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価）を最低薬価とみなして、第3章第4節2の規定を適用し、内用液剤（小児への適応があるものに限る。）及びシロップ剤（小児への適応があるものに限る。）のうち、平成16年3月31日における薬価が最低薬価を下回る既収載品については、当該薬価（再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価）を最低薬価とみなして、第3章第4節2の規定を適用し、外用液剤（外皮用殺菌消毒剤に限る。）及び漢方製剤（別表11の左欄に掲げる薬剤の区分に該当するものに限る。）のうち、平成18年3月31日における薬価が最低薬価を下回る既収載品については、当該薬価（再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価）を最低薬価とみなして、第3章第4節2の規定を適用する。ただし、当該薬価（再算定により薬価が引き上げられた場合には、当該再算定後の薬価）が、最低薬価以上のときはこの限りでない。
- (3) 平成20年度薬価改定においては、(1)及び(2)の規定にかかわらず、(1)又は(2)の規定において当該薬価を最低薬価とみなして第3章第4節2の規定を適用することとされている既収載品のうち、別表11の左欄に掲げる薬剤の区分別にみた場合の乖離率が薬価収載品目全体の平均乖離率を超える区分に属するものについては、当該既収載品の薬価改定前の薬価から当該区分の乖離率が平均乖離率を超える率に相当する価格を引き下げた価格を最低薬価とみなして、第3章第4節2の規定を適用する。

## 別表 7

## 市場拡大再算定対象品、市場拡大再算定類似品に係る計算方法

$$\text{薬価改定前の薬価} \times \{ (0.9)^{\log X / \log 2} + \alpha \}$$

$$X \text{ (市場規模拡大率)} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{市場拡大再算定対象品の同一組成} \\ \text{既収載品群の薬価改定前の薬価を} \\ \text{基に計算した年間販売額の合計額} \end{array} \right)}{\text{(当該同一組成既収載品群の基準年間販売額)}}$$

$\alpha$  (補正加算率) : 対象品について、市販後に集積された調査成績により、真の臨床的有用性が直接的に検証されている場合、有用性加算(Ⅱ)の計算方法を準用して算定される補正加算率。ただし、 $5 \leq A \leq 10$  とする。

(注) 上記算式による算定値が、原価計算方式により薬価を算定した医薬品については薬価改定前の薬価の  $75/100$  に相当する額を下回る場合、原価計算方式以外の方式により薬価を算定した医薬品については薬価改定前の薬価の  $85/100$  を下回る場合には、当該額とする。